

北九州市議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	北九州市議会事務局
任命権者	北九州市議会 議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
作成趣旨	<p>令和元年6月、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害のある人を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされた。</p> <p>障害のある人の活躍とは、障害のある人一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、全ての職員がその障害特性や個性に応じて活躍できるよう、市全体を挙げて取り組んでいくことが重要である。</p> <p>そこで、障害のある職員の視点に立つとともに、「北九州市障害者計画」の基本理念である「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり」を踏まえ、「北九州市議会事務局障害者活躍推進計画」を作成した。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて着実に取り組みを進めていく。</p>
北九州市議会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>北九州市議会事務局の常勤職員は、市長事務局局ほか他任命権者からの出向者で占められている。また、市議会事務局職員の採用は、会計年度任用職員を除き、一括して市長事務局局で行っているところである。</p> <p>市議会事務局は職員総数が35名程度の小規模な機関であることから、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率の達成に関する問題は生じていない。これまでに障害のある職員の在籍は把握しておらず、大きな問題は生じていない。このため、障害のある人の雇用について、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p> <p>しなしながら、今後、障害のある人の採用もあり得ることから、北九州市の障害者活躍推進計画も見据えながら、障害のある職員の活用推進に向けて取り組んでいきたい。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>現時点では法定雇用率は適用されないが、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。</p> <p>（評価方法）事務局職員に対し、障害のある人に関する理解促進・啓発のための研修の受講や資料配布等を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害のある職員を雇用した場合に、当該職員の定着状況について把握する予定。</p>

取組内容	
1. 障害のある職員の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として市議会事務局総務課長を選任する（令和元年9月6日に選任済）。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害のある職員の相談窓口を市議会事務局総務課とし、職員に周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、福岡労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、必要に応じ、厚生労働大臣の定める職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を受講させる。</p>
2. 障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障害のある職員を雇用する場合は、当該職員の障害特性や希望を踏まえ、年に1回以上、市議会事務局総務課が中心となって、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○所属長による定期的な面談により、障害のある職員と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じ、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○中途障害（在職中の疾病・事故等による障害。）のある職員について、従来の業務の遂行が困難となったとの相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障害のある人を雇用する場合は、相談窓口への相談のほか、所属長による定期的な面談により、障害のある職員に対し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、合理的配慮を行う。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、当該職員からの要望を踏まつつも、過剰な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障害のある人を雇用する場合、募集・採用に当たっては、以下のように取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害種別を排除し、又は特定の障害種別に限定しない。 ・自力で通勤できることといった条件を設定しない。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れは行わない。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害のある人の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者雇用促進法第43条第7項に基づき障害者雇用状況の報告義務のある事業者で障害者雇用率を達成している、又は障害者雇用状況の報告義務のない事業者で障害のある人を1人以上雇用している者に対して、市の建設工事及び物品等供給契約における入札参加資格審査における格付の際の評価項目として加点する。</p>